

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)6月18日
総務局総合安全対策室

令和2年度不当要求行為の概要等について

「明石市法令遵守の推進等に関する条例」第68条及び「同条例施行規則」第48条の規定に基づき、令和2年度不当要求行為の概要等を下記のとおり報告します。

記

1 不当要求行為の定義

職員に対し、本市事務事業又は当該職員の職務に関して違法又は不当な行為をするよう要求する行為、暴力的な行為その他職務の障害となる行為を用いて要望、提案等を行う行為その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為をいう。

2 令和2年度における不当要求行為の発生件数

0件 (参考：令和元年度 0件)

3 不当要求行為に対する取り組み

不当要求行為の前兆事案を早期に把握して適切に対処し、職員の公正な職務の遂行を保持するため

- 相談しやすい職場環境の醸成と事案発生時における迅速な指導、助言
- 不当要求行為への的確な対応等を目的とした職員研修
- 職員及び来庁者の安全確保を目的とした実践的な防犯訓練

などを継続的に行い、不当要求行為による被害防止に努めるとともに、併せて、暴力事案等の不測の事態に対応するための各種訓練にも取り組んでいます。

○ 過去の不当要求行為の発生状況（件数）

区 分	発生状況
平成28年度	1
平成29年度	0
平成30年度	0
令和元年度	0
令和2年度	0

○ 地域安全対策担当における取扱い状況（件数）

区 分	相談(指導・助言)	現場対応	会議・研修等
平成28年度	191	119	10
平成29年度	160	117	15
平成30年度	128	112	10
令和元年度	168	105	10
令和2年度	217	102	4

※ 区分について

相談(指導・助言)・・・各課において、不当要求に発展するおそれのある事案があった場合、事前に対応要領についての指導や助言を行うこと。

現場対応・・・・・・・・各課において、相手方と面談中に不当要求に発展する兆候(大声を出したり、威嚇したりするような言動を行うなど)があった場合、現場へ赴き、相手方に対して注意や警告を行うなど不測の事態に備えること。

会議・研修等・・・・職員を対象とした研修の実施や、他の機関が主催する不当要求防止に係る会議等に参加すること。

○ 会議・研修等の実施状況

- 2020. 11. 16 市民センター等の職員を対象とした研修及び防犯訓練
(江井島サービスコーナー、高丘サービスコーナー、大久保市民センター 計3か所)
- 2021. 1. 27 あかしこども広場一時保育ルーム職員を対象とした研修